

〔「鳥飼車両基地における諸要求」に関する申し入れ〕 について業務委員会を開催。

2月7日、「申」第14号〔「鳥飼車両基地における諸要求」に関する申し入れ〕（2013年10月9日申し入れ）について業務委員会を開催しました。

《会社回答》

1. 鳥飼車両基地への入出場はセキュリティカード並びに守衛により厳格に管理されている。これ以上のセキュリティ確保は経費の無駄遣いといえる。また社員個人のプライバシー侵害の恐れさえある。よって事務所棟に設置されているフラッパーゲート及び非常階段並びに各階に設置されている監視カメラを撤去すること。

【回答】セキュリティ上必要なものであり現行通りとする。

2. 鳥飼車両基地内の各所に設置されている管理カメラを撤去すること。

【回答】セキュリティ上必要なものであり現行通りとする。

3. 社員証とセキュリティーカードを統一すること。

【回答】現行通りとする。

4. 事務所棟内・南端にある1階避難出口に通じる「非常用階段」を常時使用できるようにすること。

【回答】セキュリティの観点から、原則として5階から9階までは階段の使用は認められない。

5. 事務所棟南側のエレベーターを使い9階の仮眠室・風呂場に移動出来るようにすること。

【回答】セキュリティの観点から9階仮眠室・風呂場に行くための事務所棟南階段及び非常用エレベータの使用は認めていない。

6. 職務に服するための着替え時間を労働時間にすること。

【回答】支社権限外事項である。

7. 各車両所における車両技術主任、車両技術係、車両係の職階に応じた担務(A・B・C)を指定すること。

【回答】担務指定にあたっては、その職場における一定の経験・知識・技能等を総合的に判断し操配している。

8. 各車両所における偏った要員配置をやめ、技術継承を確実にを行うことを目的とした要因のローテーション化並びにローテーションの流れを公開すること。

【回答】要員については総合的に判断の上適切に配置している。

9. 各車両所における管理者における労働監視を直ちにやめること。

【回答】検修作業の品質向上・社員の労災防止・工程管理等を目的とした必要な点検指導は行う。

10. 各車両所毎に「チェックリスト」と称した膨大な種類の紙が用意され、毎日、大量に消費されている。各車両所における「チェックリスト」の種別数並びに年間の消費量を明らかにすること。

【回答】チェックシートは確実な後検査を行うためにあり、今後も実施していく。

11. 着発線大阪方での直前横断等防止のために電車の出発がわかる何らかの対策をとること。

【回答】現行通りとする。なお、線路横断時は一旦停止し、左右の指差確認を確実に行うこと。

12. 屋根付きのバイク駐輪場の数が全く足りていない。今後更に駐輪数が増えるのが予想されているのに、現行の設備とした理由を明らかにすること。

【回答】必要数は確保されていると考える。

13. バイク駐輪場の屋根付きの駐輪場を増やすこと。

【回答】必要数は確保されていると考える。

14. 鳥飼車両基地内の各車両所に、夏期は社員の希望に応じてスポーツドリンク等を配布すること。

【回答】防暑対策は、各職場に対応可能な対策を実施してきたところである。したがって「スポーツドリンク」を配備する考えはない。

15. 各車両所におけるロッカールームの社員一人当たりの占有面積を増やすこと。

【回答】現行通りとする。

16. 各車両所において実施している「復帰教育」を直ちにやめること。

【回答】 そのような考えはない。

17. 各車両所における新入社員（見習い者）への指導者は、現在は見習い終了したての社員により行われている。指導者は確実な技術継承を目的として各担務に精通したベテラン社員とすること。

【回答】 指導者は必要な知識・技能を有していることを確認したものを指定している。

18. 事務所棟の風呂の入浴規制時間を撤廃し、フルタイムで入浴できるようにすること。

【回答】 現行通りとする。

19. 食堂のご飯等の品切れが発生しないようにすること。

【回答】 食堂を経営する関係会社に、品数が少なくなった時に補充を行うよう協力を要請する。また、夕食時にご飯等の品切れになっている場合、管理者に申し出ること。

20. 通勤回送利用時に13号車も乗車出来るようにすること。

【回答】 通勤回送の利用者分の座席数は確保されており、現状で対処されたい。

21. 新大阪からの通勤回送利用時に行われている「最後に乗った社員が鎖錠を確認する」行為は、社員にとっては時間外での業務命令であり、管理職の立場にある社員が行うか、もしくは全日警等の業者に委託すること。

【回答】 通勤回送を利用する上で必要なルールであるため、利用者が行うべきであり、今後も現行通りとする。

22. 基本協約を全社員がいつでも閲覧できるよう現場に備え付けない理由を明らかにすること。

【回答】 現行通りとする。

《若干のやり取り》

組合：ごく一部の回答を除いて、これまで通りの回答である。

1項及び2項について

組合：セキュリティのレベルに違いはあるのか。

会社：JR社員と関連会社で違いはある。

組合：東門から入る際、工事関係者は代表記入している。

会社：そんなことはない。代表だけが記入しているのではなく、一人ひとり確認している。事前登録や受け付けの簡素化はある。

組合：庁舎内はセキュリティカードを付けていけば良いのではないか。

会社：JR社員と関連会社の区別が必要である。

組合：事務所棟に入っている仕業、修繕、台検、と交番の違いは。

会社：箇所単位、個別（管理者・一般）になっている。

組合：交番から仕業へ勝手に行けるのか。

会社：許可制になっている。

組合：先日、交番検査に他車両所の方が来られていた。違いがある。現在のセキュリティは相当なレベル。そこまで厳重にする必要があるのか。経費の無駄ではないか。

会社：その認識はない。

3項について

組合：1枚にできないのか。

会社：システム構成上むりである。

組合：JR西では、社員証とパスがICOCA形式で一枚式になっている。経費削減にもなる。

会社：他社のことである。気持ちはわかるが、環境が違う。

4項について

組合：トイレに行くにもエレベータ待ちしなければならない。苦勞している。

会社：4階までは関連会社が入ってくるのでセキュリティ上区別している。

組合：関連会社が5階に入ってこられないようにしているのか。それなら4階と5階の間にゲートを設けたらどうか。

会社：階段を使用したいとの要望があるのは認識しているが、ゲートを作るとセキュリティの観点から365日24時間、ゲートのところに警備員を配置しなければならずコストがかかる。

組合：階段を使用したいのはいつもではない。朝の通勤時間帯など限定的。何らかの対策を講じて使用できるようにすること。

5項について

組合：事務所棟南側のエレベータは。なぜ使用できないのか。

会社：5階から8階の間は南側を使えるようにしている。

組合：4階と5階の区別がないので利用できるようにしたらよいのではないか。

会社：エレベータを降りたところで区分があり、新たに区分を設けるとなると利用頻度を考えればコストがかかる。数十メートルの事であり歩いて移動して頂きたい。

組合：ようするにやる気がないと聞いておく。

9項について

組合：行き過ぎた点を修正する気はないのか。

会社：回答の通り。行き過ぎた点はない。

組合：東海労組合員に対してEGS誤投入以降、作業を監視している。

会社：管理者のフォローが必要なときもある。
組合：二ヶ月以上続いている。本人の意向を無視するな。
会社：個別の話はしない。
組合：対立である。

10項について

組合：チェックリストの年間消費量について回答していない。
会社：明らかにする考えない。
組合：明らかにしても何ら問題はないはず。対立を確認する。

11項について

組合：労働災害防止は社員任せか。
会社：決められたことを守ればよい。線路横断時の左右確認など。
組合：それはソフト面。人間である以上万が一はある。ハード面での対策は出来ないのか。
会社：例えばどのような例があるか。
組合：例えば、線路を流れる進行信号を感知したらパトライトが回転するとか、渡るときに注意喚起出来るものを設置するなど。
会社：ヒヤリハットを否定するものではないが、今やれるものとやれないものがある。
組合：何かあってからでは遅い。会社は誰かが不幸にも事故に巻き込まれないと動かない。
会社：設備投資するのが最善なのか。出来ることと出来ないことがある。
組合：何か起こる前に、ハード面での対策を考えること。

12項について

組合：何台止められるのか。
会社：何台かはわからないが、申請分は確保できている。
組合：申請が保留されている社員はいないのか。
会社：今はいないと思う。申請分は確保している。

14項について

組合：各職場、個別でやっているのか。統一の対策をやっている。
会社：同様なものもある。
組合：営業や保線など他業種と違いがある。
会社：作業内容や環境の違いがある。冷水器など検修にしかない物もある。
組合：熱中症対策として、水分補給が大切なことはわかっていると思うが、個人でやれと言うのか。
会社：基本的に水分・ミネラル補給は自らやって下さいというのが会社の考えである。
組合：予算の都合なのか。社員の要望であり差別感を持たせないためにも検討すること。

15項について

組合：社員一人あたりの面積に基準はあるのか。

会社：ある程度の基準はある。

組合：どれくらいなのか。

会社：言えない。最低限度は考えて設計している。

16項について

組合：「復帰教育」とは、手順間違い等があって、その間違いを教育して復帰させる教育ということでのいいのか。

会社：検修作業員としての知識・技能を有しているか確認する教育でもある。

組合：元の職場に復帰させていない組合員がいる。復帰教育ではない。

会社：検修社員として復帰させるために必要な教育を行うことである。

組合：そのような実態にない。直ちにやめること。

17項について

組合：見習いが終わったばかりの若い社員に、すぐ次の見習いをつけている。他人に教える余裕がない。その仕事を熟知したベテランに見習い指導させるべきだ。

会社：ベテランに指導してもらうのがベストではあるが、世代交代の中での技術継承を考えている。ベテランからも必要な品質が伝わるよう指導してもらうことも必要。

19項について

組合：唯一、前向きな回答である。しかし、乗務員の場合はどうしたらいいのか。

会社：当直助役に言ってもらえればよい。

20項について

組合：出来れば余裕をもって、ゆっくり座りたい。

会社：要望があることは聞いておく。

21項について

組合：セキュリティの観点からも責任をもって行える警備会社に委託するべき。でなければ管理者がやるべきだ。

会社：利用するうえでの規則。皆さんの安全のためでもある。

組合：勤務時間外である。警備会社に委託すること。

会社：決められたことをやらなければ、回送を使えなくなるかもしれない。

組合：できるものならやればよい。社員は茨木まわりでも困らない。困るのは会社ではないか。もっと前向きな回答をすること。最初の頃は、管理者が鎖錠していた。いつの間にか社員になった。何かあったら社員が責任を問われる。

会社：ルールを守ってもらえればよい。現状で対処されたい。

組合：会社は、責任を回答しない事を確認する。

22項について

組合：いつでも、すぐに見られるようにしてほしい。

会社：要望があれば見せられるようにしている。

組合：就業規則同様、申し出なくとも見られるようにすること。

その他について

組合：レクリエーション施設が一切なくなった。以前は、グラウンド・体育館・テニスコートなどあった。今後、レク施設を作る計画はあるのか。

会社：今はそのような計画はない。

組合：サークルやクラブへの支援はどうしているのか。

会社：クラブごとに施設を確保してやっている。

組合：運転台シミュレーターを設置するのか。

会社：考えている。

以上